

地方自治の根幹が揺らぐ「地方自治法改正法案」 改正案に関し、全国知事会や弁護士団体等の「見解」や「声明」

論点や問題点など

◆全国知事会「地方自治法改正案の閣議決定を受けて」（2024年3月1日）

https://www.nga.gr.jp/committee_pt/item/20240301_comment.pdf

「法案上必ずしも明記されていないと考えられる点もあることから、国の補充的な指示が地方自治の本旨に反し安易に行使されることがない旨が確実に担保されるよう、事前に適切な協議・調整を行う運用の明確化などが図られるよう強く求める。」



◆自治労連書記長「地方自治法改正案の閣議決定について憲法と地方自治、住民のくらしを脅かす法案の撤回を求める」談話（3月13日）

（県職労連の上部団体）

<https://www.jichiroren.jp/opinion/post-39502/>



◆東京新聞〈社説〉国の指示権拡大 地方自治を後退させる（4月5日）

<https://www.tokyo-np.co.jp/article/319416>



◆「国が自治体に指示」発動条件は不明、チェック機能なし

新型コロナウイルス禍などを受け、緊急時に国民の生命の保護に必要な対策を国が地方自治体に指示できるようにするとの内容が盛り込まれた。国と自治体の関係は「対等」とする地方自治を後退させる恐れがある。国と自治体の対等な関係を「上下、主従に戻すことにつながる」。

◆政府が「重大事態」と判断すれば指示できる

現行法では、災害対策基本法など個別の法律に規定がある場合にのみ、国は自治体に指示ができる。改正案は、大規模災害や感染症のまん延など「国民の安全に重大な影響を及ぼす事態」と政府が判断すれば、個別法に規定がなくても自治体に指示できると定める。

◆国会関与無く政府が閣議決定だけで指示権を行使

「重大な事態」の範囲が極めて曖昧。指示権が行使された場合のチェック機能について、具体的な制度設計はされていない。国が指示を出す場合に国会の関与なく政府が閣議決定だけで指示権を行使できる仕組み。乱用も可能。国会が軽視されている。指示権は地方自治法ではなく、個別法で規定するのが原則。

◆「他に例を見ない権力介入規定」

弁護士や法律研究者の団体で構成する「改憲問題対策法律家 6 団体連絡会」と市民団体「戦争させない・9 条壊すな！総がかり行動実行委員会」が 14 日、国会内で集会を開き、改正案は問題が多い「他に例を見ない権力介入規定」として廃案を求めた。田中隆弁護士（自由法曹団）、指示権行使の対象に関し「法案に書かれている自然災害や感染症は一例であって武力攻撃や内乱なども含まれる」「国民の安全に影響が出ていない段階でも発動でき、他に例を見ない大ざっぱな権力介入規定だ」と指示権が乱用されることを懸念。

◆「住民の命が軽んじられる体制」「指示待ち自治体が増える」

東京都世田谷区の保坂展人区長、新型コロナ流行時の区への対応を説明。「国の指示がいつも正しいとは限らない。法改正で指示待ちの自治体が増え、住民の命が軽んじられる体制となる可能性」。

◆被災した県知事

「現場に権限を」「国からの指示が必要だと思ったことは一度もない」「想定外の事態が起こった時ほど、自治体と国が上下関係ではなく、対等に協議して知恵を出し合い、連携・協力をしていくことが大切」。